

2014年度 國學院大學法科大学院

《3月特別法律科目試験》

刑 事 訴 訟 法

● 注 意 事 項

- 1 試験時間は、10時45分から11時30分までです。
- 2 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 3 解答用紙への記入は、黒もしくは青インクのボールペンまたは万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。これ以外のものを使用した場合は、無効となります。
- 4 訂正をする場合は、明確に線で消してください。修正液等は、使用しないでください。
- 5 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の印刷不鮮明等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 6 解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので、監督者の指示に従って、それぞれ正しく記入してください。
 - ① 受験番号
 - ② 氏名
- 7 問題の内容に関わる質問については、お答えできません。
- 8 「六法」は、貸与する『ポケット六法』以外使用できません。また、毎試験終了後、『ポケット六法』は回収します。
- 9 解答中に解答用紙を毀損した場合、手を挙げて監督者に知らせてください。監督者の確認後、新しい解答用紙と交換します。
- 10 携帯電話等は、時計としての利用も認められていません。必ず電源を切り、鞆などの中にしまっ、身につけないでください。
- 11 試験開始後、終了まで原則として退室は認めません。
- 12 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。いかなる理由でも解答用紙は、持ち帰ることはできません。
- 13 体調が悪い場合は、手を挙げて必ず監督者に伝えてください。

問 次の事例を読んで、以下の設問に答えなさい。

被告人甲は、Vを背後から手で突き飛ばして転倒させ負傷させたとして、傷害罪で起訴された。これに対し甲は、捜査・公判を通じて、「現場にはいましたが、私はVを突き飛ばしてはいません。」と述べて犯行を否認している。第2回公判期日において、現場を目撃したAの証人尋問が行われ、Aは、検察官の主尋問に対して、「甲がVを背後から手で突き飛ばし、Vが転倒するのを見ました。」と証言した。しかし、弁護人による反対尋問でAの証言は、「甲はVに近づいていきましたが、Vを突き飛ばしたかどうかは分かりません。」と変わり、その後の検察官による再主尋問でもその証言は覆らなかった。

そこで、検察官が、「甲の犯行状況」を立証趣旨として、Aの検察官に対する供述録取書の証拠調べを請求したところ、弁護人は不同意の意見を述べた。本件供述録取書はAが犯行を目撃してから8日後に作成されたもので、Aは検察官から本件供述録取書の内容について読み聞かせを受けた上で、署名、押印している。本件供述録取書には、「私は甲の後方5メートルの地点から現場を見ていました。甲はVの右後方からVに近づいていき、突然両手で思い切りVを突き飛ばしました。Vは『アッ』と声をあげて、前につんのめるような形で倒れ込み両手をつきました。」などの記載がある。検察官の取調べに誘導など不適切などころはない。なお、Aは現在28才であるが、中学時代は甲と同じ運動クラブに所属し、甲の1年後輩にあたる。

〔設問〕 Aの検察官に対する本件供述録取書を証拠とすることができるか論じなさい。